

第37回大分国際車いすマラソン大会 協賛企業募集要項

大分県障がい者体育協会（「以下「障体協」という。）は、第37回大分国際車いすマラソン大会（以下「車いすマラソン大会」という。）の趣旨を理解し、協賛していただける企業を募集しています。

1 協賛企業とは

協賛の申込みを行い、車いすマラソン大会の用に供することを目的として、50万円以上の金銭の提供を行う企業とします（振込手数料を引いた額で可）。

2 協賛企業が得られる特典

- (1) 障体協が発行する大会印刷物に社名又は商標を印刷するとともに、大会プログラムに企業広告を掲載します。
- (2) 障体協が設置する広告塔等に社名又は商標を掲示します。
- (3) フィニッシュ地点の大分市宮陸上競技場において、競技開催当日、提供いただいた横断幕により社名表示広告をすることができます。
- (4) 当大会の公式ホームページに社名又は商標を掲載します。また、企業のホームページにリンクを貼ることができます。
- (5) スポンサーとして、名称、大会シンボルマーク、大会マスコットマーク、事務局が管理する動画・静止画を広告宣伝に使用することができます。
- (6) その他詳細については、別紙1「協賛企業の特典一覧」をご参照ください。

(注意事項)

社名・商標又は広告の掲載につき、協賛企業が複数の場合は、障体協の判断により表示の位置、順序及び大きさを調整させていただきます。

3 協賛申込み方法

以上の条件を確認のうえ、別紙2「第37回大分国際車いすマラソン大会協賛申込書」を障体協へ郵送してください。

4 協賛金支払い方法

障体協口座又は大分県社会福祉協議会善意銀行口座への振り込みとします。別途、振込先通知書をお送りいたしますので、指定の銀行口座に振り込んでください。

5 協賛金の損金算入

障体協口座に振り込まれた場合は、一般寄付金の扱いとなり、法律で定める一定限度額まで損金参入できます。

また、大分県社会福祉協議会善意銀行口座に振り込まれた場合は、社会福祉法人への寄付金として一般の寄付金の損金算入限度額と同額まで別枠で損金算入できます。

6 協賛申込み受付期間

原則として、平成29年1月1日から平成29年8月31日までとします。

協賛企業が得られる特典の効力は、申込みが受理された日から発生し平成30年3月31日をもって消滅するものとします。

7 その他

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできません。
- (2) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決にあたります。

8 お問い合わせ先

大分県障がい者体育協会

大分県大分市大手町3丁目1番1号（〒870-8501）

大分県福祉保健部障害福祉課内

TEL：097-533-6006

FAX：097-506-1740

E-mail：kurumaisu-marathon@pref.oita.lg.jp

URL：www.kurumaisu-marathon.com